

野田市営水道事業宅地開発に係る給水取扱基準

平成 18 年 4 月 1 日

改正 平成 26 年 1 月 1 日

改正 平成 31 年 4 月 1 日

改正 令和 3 年 6 月 15 日

(目的)

第 1 条 この基準は野田市水道事業の給水区域内において、新たに宅地開発をしようとする者及び建物を建築しようとする者（以下「事業者」という。）に水道を供給するに際し、給水施設の設置及び費用負担金等に関する基準を定め、安全かつ安定した水道供給の確保と水道事業の健全経営を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この基準における用語の意義は、次の各号に定める所による。

- (1) 給水施設とは、配水管、給水装置及びこれらに附帯する施設をいう。
- (2) 宅地開発とは、主として建築物の用に供する目的で行う一団の土地の区画形質の変更をいう。
- (3) 事業区域とは、宅地開発を行う土地の区域、建築行為を行う土地の区域をいう。

(適用対象)

第 3 条 この基準は、次の各号に掲げる行為について適用する。

- (1) 事業計画の区域面積 5 0 0 平方メートル以上の宅地開発及び宅地を、三年以内に連たんして造成するもの。または、一団のものとみなされる区域における区画数、若しくは、建築戸数 4 以上のもの。
- (2) 給水区域における給水を受けることとなる建築物（一日最大計

画給水量 4 m³以上) ただし、計画給水量が不確定の場合は、給水装置工事施行基準表 2-7 により決定する。

(3) 直結増圧式給水方式による給水を受けることとなる建築物

(4) 水道直結式スプリンクラー設備を設置する建築物

(協議)

第 4 条 事業者は、宅地開発または建築行為（以下「開発行為」という。）の事業計画について、あらかじめ野田市営水道給水事前協議書（野田市宅地開発指導要綱第 6 号様式）を野田市水道事業管理者（以下「管理者」という。）に提出し、管理者の承認を得なければならない。

2 管理者は、前項の規定により提出された協議書について計画の適否、計画戸数（区画数）、計画人口、計画給水量、給水開始予定日、その他について調査、検討し、事業者に回答するものとする。

3 前項の回答後 1 年を超過しても事業がなされない時は、その効力を失う。ただし、管理者がやむを得ないと認めたものはこの限りではない。

(事業者の責務)

第 5 条 事業者は、開発行為等の事業計画を策定するにあたり、野田市水道事業給水条例（昭和 49 年野田市条例第 19 号）及び野田市水道事業給水条例施行規程（平成 10 年野田市水道事業規程第 1 号）に適合するものとする。給水施設の維持管理は、管理者の指示に従わなければならない。

(施工)

第 6 条 開発区域の給水施設について、管理者の施工承認を得て事業者が施工するものとする。管理者が指定する区域外から区域内への接続箇所までの施工も同様とする。

2 事業者は、自ら前項の施工が困難である場合は、係る費用を納入することにより当該施工を管理者に委託することができる。

(費用負担)

第7条 前条第1項に規定する事業区域内の配水管の施工に係る費用は事業者の負担とする。また、事業区域まで配水管が布設されていない場合及び既存配水管の布設替えが生じる場合の費用についても、事業者の負担とする。ただし、水道事業の将来計画等に基づくものについての費用については、双方が協議するものとする。

(維持管理)

第8条 配水管の維持管理については、工事完成後、市に無償譲渡するものとする。なお、竣工検査後2年以内に当該配水管工事の瑕疵に起因して破損した時は、事業者が復旧するものとする。

(その他)

第9条 この基準に定めるもののほか、事業区域の給水施設に関する施行基準等必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この基準施行前において、管理者に野田市営水道事前協議書を提出し、野田市営水道接続協定書が未締結なものについては、この基準によってなされたものとみなす。
- 3 野田市水道事業宅地開発に係る給水取扱基準（平成17年3月1日）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、平成26年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この基準施行前において、管理者に野田市営水道事前協議書を提出し、野田市営水道接続協定書が未締結なものについては、この基

準によってなされたものとみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この基準施行前において、管理者に野田市営水道事前協議書を提出し、野田市営水道接続協定書が未締結なものについては、この基準によってなされたものとみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、令和3年6月15日から施行する。

(経過措置)

- 2 この基準施行前において、管理者に野田市営水道事前協議書を提出したものについては、なお従前の例による。